

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市秋葉区	(略) <u>住宅型有料老人ホーム すずらん</u>	(略) <u>新潟市秋葉区中野5丁目2番27号</u>	新潟市秋葉区	(略)	(略)
	<u>住宅型有料老人ホーム すずらん車場</u>	<u>新潟市秋葉区車場1丁目7番14号</u>			
	<u>ショートステイ すずらん川口</u>	<u>新潟市秋葉区川口144番地</u>			
(略)					
佐渡市	(略) <u>特別養護老人ホーム 朱鷺いろの杜 梅津</u>	(略) <u>佐渡市梅津2317番地1</u>	佐渡市	(略)	(略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。